

退職手当の支給制限等の処分に係る意見陳述の機会の付与の手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

**新潟県人事委員会規則第6-1861号**

退職手当の支給制限等の処分に係る意見陳述の機会の付与の手続に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給制限等の処分に係る意見陳述の機会の付与の手続に関する規則（規則第6-1661号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別記様式第1号</b>(第4条第1項関係) 意見陳述申立意向書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">申立人 住 所 氏 名</p> <p>(略)</p>	<p><b>別記様式第1号</b>(第4条第1項関係) 意見陳述申立意向書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">申立人 住 所 氏 名</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">㊞</p>
<p><b>別記様式第2号</b>(第6条第3項関係) 代理人選任届</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">申立人 住 所 氏 名</p> <p>(略)</p>	<p><b>別記様式第2号</b>(第6条第3項関係) 代理人選任届</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">申立人 住 所 氏 名</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">㊞</p>
<p><b>別記様式第3号</b>(第6条第3項関係) 代理人解任届</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">申立人 住 所 氏 名</p> <p>(略)</p>	<p><b>別記様式第3号</b>(第6条第3項関係) 代理人解任届</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">申立人 住 所 氏 名</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">㊞</p>
<p><b>別記様式第4号</b>(第7条第2項関係) 意見陳述参加許可申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">関係人 住 所 氏 名</p> <p>(略)</p>	<p><b>別記様式第4号</b>(第7条第2項関係) 意見陳述参加許可申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">関係人 住 所 氏 名</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">㊞</p>
<p><b>別記様式第5号</b>(第10条第1項関係) 補佐人出席許可申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">当事者(参加人) 住 所 氏 名</p> <p>(略)</p>	<p><b>別記様式第5号</b>(第10条第1項関係) 補佐人出席許可申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">当事者(参加人) 住 所 氏 名</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">㊞</p>

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。